

**漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 5 項，鹿児島県漁業調整規則  
第 11 条第 5 項及び第 7 項に基づく許可又は起業の認可の基準**

許可又は起業の認可（以下、「許可等」という。）をすべき者又は船舶の数が公示した数を超える場合については，以下の基準により，許可等をする者を定めるものとする。

1. 規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる漁業

次の優先順位により許可等をする者を定める。

- (1) 当該漁業許可等を直近の許可期間に受けている者が，同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの
- (2) 当該漁業許可等を受けたことがある者が，新たに当該漁業許可等を受けようとするもの
- (3) 当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が，新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの
- (4) 1 年に 90 日以上漁業を営む者
- (5) 上記以外の者

2. 規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号に掲げる漁業

次の優先順位により許可等をする者を定める。

- (1) 当該漁業許可等を受けている者が，当該漁業許可等の有効期間の満了に伴い，同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの
- (2) 当該漁業許可等を受けたことがある者が，新たに当該漁業許可等を受けようとするもの
- (3) 当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が，新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの
- (4) 1 年に 90 日以上漁業を営む者
- (5) 上記以外の者

附則

- 1 この基準は，令和 6 年 9 月 19 日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い，従前の基準は廃止する。